

令和7年度湯前町障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和7年7月25日制定

1 目的

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

（2）障害者優先調達法施行令に基づく事業所

- ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
- イ 重度障害者多数雇用事業所

以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

- ①障害者の雇用数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（自宅において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達にあたっての留意事項

- (1) 障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができ物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 物品等の発注は、計画的に行うとともに障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、役場掲示板等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度の終了後に取りまとめ、遅延なく調達の概要を取りまとめ、役場掲示板等により公表する。

7 調達の目標

当該年度の実績は、前年度実績額を上回ることを目標とする。